

<p style="text-align: center;">請求の趣旨</p>	<p>1 被告 は、原告に対して、 次の金員を支払え。</p> <p style="text-align: center;">金5万 円</p> <p>{<input checked="" type="checkbox"/>上記金額に対する <input type="checkbox"/>上記金額の内金 円に対する }</p> <p><input type="checkbox"/>平成 年 月 日から <input type="checkbox"/>平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/>令和 の割合による金員</p> <p>{<input type="checkbox"/>上記金額に対する <input type="checkbox"/>上記金額の内金 円に対する }</p> <p>{<input type="checkbox"/>平成 <input type="checkbox"/>令和 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/>訴状送達の日翌日 } から支払済みまで</p> <p style="text-align: center;">年3% の割合による金員</p> <p>2 訴訟費用は、被告 の負担とする。</p> <p>との判決 (<input checked="" type="checkbox"/>及び仮執行の宣言) を求めます。</p>
<p style="text-align: center;">紛争の要点（請求の原因）</p>	<p>原告は平成29年（2017年）1月より、オクラ、レンコン、山芋、納豆などのいわゆるネバネバ食品中の粘質物を「ムチン」と呼ぶ「明治百五十年の大過」の訂正に取り組んできたが（甲1）、そのきっかけをつくったのは原告の長年のクライアントである茨城県水戸市在住の看護師、中西京子さんのサトイモ研究である（甲2）。</p> <p>ムチン（mucin）とは元来、動物性の成分を指す医学・生理学用語である。しかし、21世紀に入り、健康増進や食育が国策化し、その中でも「日本らしさ」を象徴するネバネバ食材の効果・効能が喧伝され、同成分が植物や発酵食品に含まれるとする誤情報が国内で爆発的に拡散した。また、それに便乗した医薬品・医療機器等の詐欺的商法も蔓延った。この「ムチン騒乱」はひとえに訂正報道を恐れる「メディアの失敗」に帰せられる。</p> <p>原告はかつて中西さんの件で、被告が発行する専門紙『日経MJ』の大林広樹記者から取材を受けた。原告はこれを機に、大林記者はもちろん、被告に対しても初動の段階から情報提供を行ってきた。そうした事情もあって、被告から異例の回答文が寄せられた（甲3）。その内容は、かいつまんでいえば、「被告が提供するデータベース・サービス『日経テレコン』で検索すれば『ムチン』でヒットする記事が何件も出てくるし、ウィキペディアにもそう書かれているので、間違いはない」との趣旨であった。大林記者から「日経は『科学に弱い』」と聞いていたため、別段驚きはしなかったが、その後も誤情報の発信は続いた（甲4）。</p> <p>また、被告グループ会社、日経PB社刊行『日経ヘルス』は主要な誤情報発信媒体の一つであり、その関連書籍に『サプリメント事典』がある。被告はウェブサイト「グッデイ」で書籍データを現在も公開中である。被告は原告からの申し入れでいったん訂正したが、「納豆やヤマ芋などのねばねば成分もムチンと呼ばれている。」と補説した（甲5）。補説は肯定的に受け止められかねず、訂正業務の妨げになった。よって、原告は、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償請求権を行使し、原告所定の月額基本料金1か月分に相当する金5万円を請求する。</p>
<p style="text-align: center;">添付書類</p>	<p>甲1：「明治百五十年の大過」の訂正について 甲2：看護師 中西京子さんのサトイモ研究 甲3：被告からのメール（2017年12月9日） 甲4：『日本経済新聞』の記事（2020年7月4日） 甲5：ウェブサイト「日経グッデイ」「サプリメント事典」の項目「ムチン」</p>